

R3年度
PR版

加入のご案内



第4期鶏卵生産者経営安定対策事業

(令和2~4年度)

あなたの採卵経営のお役に立ちます♪

1. 鶏卵価格差補填事業
2. 成鶏更新・空舎延長事業

一般社団法人 日本養鶏協会

TEL / 03-3297-5515

FAX / 03-3297-5519

E-mail / info@jpa.or.jp

詳しくは上記事務局までお尋ね下さい。

事業のあらまし

- 第4期事業の主な変更点
令和2年度からの第4期事業の主な変更点は、概要表(P5)のとおり、予算の基金化、成鶏更新・空舎延長事業の充実・強化、鶏卵の需給見通しの作成などです。
- 事業に参加できる方
採卵用成鶏めすを100羽以上飼養し、当協会と契約を締結する生産者

〈鶏卵価格差補填事業〉

- 補填水準
$$[(\text{補填基準価格}(*1)) - (\text{標準取引価格}(*2))] \times 0.9$$

成鶏更新・空舎延長事業発動の場合でも経営規模に拘わらず交付(1月を含め補填基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。：19.8円/kg)

 - *1 毎年度決定、令和3年度は181円/kg
 - *2 JA全農たまご株式会社の毎月の規格卵加重平均価格
- 補填額の財源
7(生産者の積立金)：1(国の補助金)
- 補填額と生産者と国の負担(例)

補填対象 数量	補填価格	補填額	の場合 =	生産者の負担 (7/8)	国の補助 (1/8)
10,000kg	10円	100,000円		87,500円	12,500円

〈成鶏更新・空舎延長事業の充実・強化〉

- 鶏卵価格の異常低落時(*3)に、成鶏更新・空舎延長事業
空舎期間 60~90 日未満

成鶏めす 10万羽以上規模層：210円/羽

成鶏めす 10万羽未満規模層：310円/羽

空舎期間90~120日未満

成鶏めす 10万羽以上規模層：420円/羽

成鶏めす 10万羽未満規模層：620円/羽

*3 鶏卵価格の異常低落時

標準取引価格（日ごと）が安定基準価格（令和3年度は 159円
/kg）を下回った時

- 1月の成鶏更新・空舎延長事業
標準取引価格（日ごと）が安定基準価格を下回った時は発動します。
- 成鶏更新・空舎延長事業奨励金の財源
1（生産者の協力金）：3（国の補助金）
- 成鶏更新・空舎延長事業参加者の奨励金交付申請時期
事業対象成鶏めすの出荷完了後30日以内に申請。

〈その他の留意事項〉

- 令和3年度の負担金等単価
単価につきましては、決まり次第ご連絡いたします。
(納付期限：令和3年3月31日)
単価決定後は、鶏卵価格差補填事業の積立金、成鶏更新・空舎延長事業の協力金、事務手数料、拠出金(*5)にそれぞれの負担金単価を乗じた金額を負担金としてお納め頂きます。(1 kg当たり)

*5 拠出金：養鶏協会が行う消費拡大に向けた取組みのため、加入生産者は納付することが規定されています。
- 令和3年度の別途納付金単価
令和2年度末の支払準備金に残額がある場合、新規加入生産者及び契約数量増加加入生産者は、さらに別途納付金の納付が必要となります。
単価が決まり次第ご連絡いたします。
(納付期限：令和3年4月30日)
- 負担金（積立金と協力金）の税制上の取扱い
負担金は経理上、損金として取り扱われます。
- 天災・鶏病発生時等の取扱い
天災、鶏病発生時等の場合には、実際の飼養羽数に合せた契約数量に変更できます。

○ 基本契約期間終了時（令和4年度末）の負担金残額の取扱い

負担金の残額が納付されるべき負担金の1 / 3を超えた場合には、超えた額を負担金の納付割合に応じて返還いたします。（自己都合等により解約した場合を除きます。）

☆ 加入のお願い

本事業は、鶏卵生産者の皆様の相互扶助により、経営安定と鶏卵価格の安定を図る事業ですので、できる限り多くの生産者の加入をお願いいたします。

☆ 加入希望の際の問い合わせ方法

本事業への加入をご検討、ご希望する方は、令和3年2月22日までに、別紙にご住所、法人・個人名等をご記入の上FAX又はEメールをご送付願います。本事業の関係資料や契約書類を郵送いたします。

鶏卵生産者経営安定対策事業

【令和3年度予算概算決定額 5,174百万円】

<対策のポイント>

鶏卵価格が低落した場合、経営規模に拘わらず価格差補填を行い、更に低落した場合、鶏舎を長期に空けて需給改善を図る取組を支援するとともに、鶏卵の需給見通しの作成を支援することで、鶏卵の需給と価格の安定を図ります。

<政策目標>

鶏卵価格の安定化（卸売価格の変動幅：平均卸売価格の±25%以内【毎年度】）

<事業の内容>

1. 鶏卵価格差補填事業

- 鶏卵の毎月の標準取引価格が補填基準価格を下回った場合、経営規模に拘わらず、その差額の9割を補填します（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限）。〔2.の事業への協力金の拠出が要件〕

2. 成鶏更新・空舎延長事業

- 鶏卵の毎日の標準取引価格が安定基準価格を下回った場合、その下回る日の30日前から上回る日の前日までに、成鶏を出荷し、その後60日以上鶏舎を空ける取組に対し奨励金を交付します。

<奨励金単価 ※()内は10万羽未満飼養生産者>

- ・ 空舎期間 60日以上 90日未満 210円/羽 (310円/羽)
- ・ 空舎期間 90日以上120日未満 420円/羽 (620円/羽)
- ・ 食鳥処理場への奨励金 47円/羽

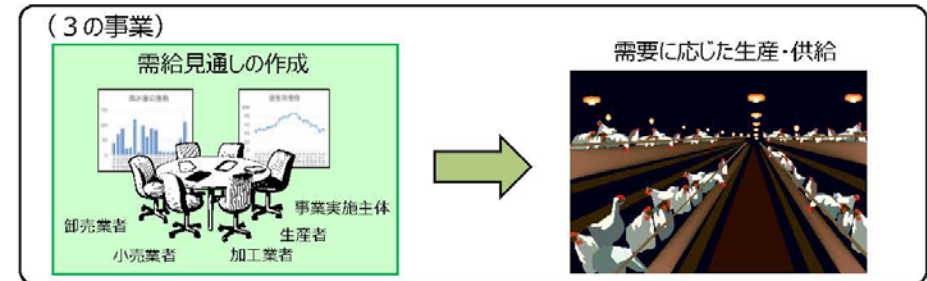
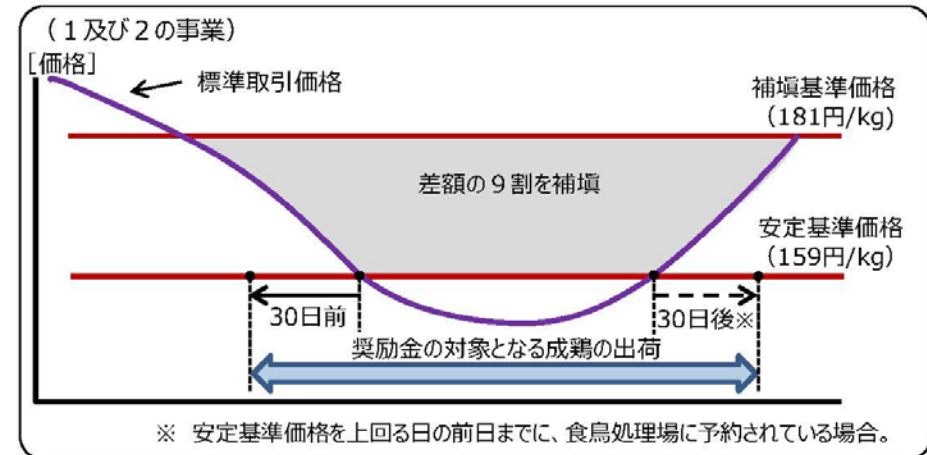
3. 需給見通しの作成

- 需要に応じた鶏卵の生産・供給を推進するため、事業実施主体による鶏卵の需給見通しの作成を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 生産局食肉鶏卵課 (03-6744-2130)

(一社) 日本養鶏協会あて

令和3年度鶏卵生産者経営安定対策事業契約関係資料の
送付を依頼します。

ご住所	〒
法人名等	
代表者名	
電話番号	
FAX 番号	

FAX 送付番号：03-3297-5519